

2019年度「三重のおもてなし経営企業選」応募要項

1 事業の目的

本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である中小企業・小規模企業のうち、社員の意欲と能力を最大限に引き出し、地域・社会との関わりを大切にしながら、顧客にとって高付加価値で差別化された製品やサービスを提供している企業を「三重のおもてなし経営企業」として表彰することで、その取組を奨励するとともに、中小企業・小規模企業が持つ魅力を広く県民に周知することを目的とします。

2 応募資格

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」第2条に定める「中小企業・小規模企業」及びそれに準じる規模で事業活動を行う法人・団体（以下「中小企業等」という。）であり、三重県内に主たる事務所又は事業所を有するものとします（ただし、従業員を雇用していないものは除きます）。

また、この他に応募用紙に記載されている「応募要件」に該当・合意することが条件です。

(1) 製造業、建設業、及び運輸業その他の業種の場合

資本金の額又は出資の総額が3億円以下

又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

(2) 卸売業の場合

資本金の額又は出資の総額が1億円以下

又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(3) 小売業の場合

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下

又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

(4) サービス業の場合

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下

又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員とし、パート労働者でも雇用形態によっては従業員としてカウントします。役員及び事業主は含まれません。

3 表彰対象

「三重のおもてなし経営」とは、(1)社員の意欲と能力を最大限に引き出し、(2)地域・社会との関わりを大切にしながら、(3)顧客にとって高付加価値で差別化された製品やサービスを提供している経営のことであり、社員、地域、顧客に対して、より良い機会や環境、製品・サービスを提供し喜んでもらおうと努力・工夫した取組を実践することです。

これは、過度の価格競争に陥ることなく、事業の継続的発展が期待できる経営のモデルであり、製造業やサービス業だけではなく、あらゆる業種において、今後の地域における企業がめざすべきあり方の1つと考えています。

この企業選では、健全な財務状況において、上記の考え方を踏まえた特色ある内容の取組を実現している企業を表彰します。

※ただし、過去に国や他の自治体等から同様の観点で表彰された中小企業等はこの表彰の対象としないものとします（該当するかどうか不明の際は応募前にお問い合わせください）。

4 受賞特典

審査の結果、表彰対象として選出された場合、以下の特典が得られます。

- (1) 知事表彰および記念品の授与
- (2) 県ホームページ、冊子、テレビ番組等を利用した情報発信
- (3) その他、県事業、および、県内大学・高校等における学生向けの情報発信（経営者による講演・講義等）の機会の提供など、受賞企業の情報発信に資する支援

5 選考方法・日程

県雇用経済部において書面予備審査を実施したのち、外部有識者による「三重のおもてなし経営企業選 選定委員会」が書面審査、ヒアリング審査、現地訪問審査を実施します。その結果を踏まえ、選定委員会が表彰候補企業を選定し、知事が表彰企業を決定します。

（受賞企業数：平成26年度7社、平成27年度4社、平成28年度4社、平成29年度2社、平成30年度5社）

- | | |
|--|-----------------------|
| (1) 書面予備審査 | 2019年 6月中旬～下旬 |
| (2) 1次審査（書面審査） | 2019年 6月下旬～7月中旬 |
| ※1次審査を通過した事業者には、事務局より通知します。2次審査では経営者のヒアリングを実施しますので、予め日程の確保をお願いします。 | |
| (3) 2次審査（経営者ヒアリング） | 2019年 8月下旬を予定〔県庁〕 |
| ※2次審査の日程が決定しましたら、県ホームページに掲載するとともにエントリーシート提出企業等に対しお知らせします。 | |
| (4) 3次審査（現地訪問） | 2019年 9月中旬～10月中旬 |
| (5) 選定会議 | 2019年 10月下旬～11月上旬〔県庁〕 |
| (6) 報道発表 | 2019年 11月上旬～中旬 |
| (7) 表彰式 | 2019年 12月中旬を予定〔県庁〕 |

6 選考結果の通知

選考結果は、三重県雇用経済部から応募企業等に対しお知らせします。

7 受賞の取消

次の事項に該当する場合は、審査対象から除外し、あるいは受賞の通知後であっても受賞を取り消すことがあります。

- (1) 募集要項の規定に反することが判明した場合
- (2) 法令違反等の不祥事が発覚し、三重県を代表する中小企業者としてふさわしくないと判断された場合
- (3) 役員等が暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合

8 応募方法

(1) 応募受付期間

2019年4月8日（月）から2019年6月14日（金）17時まで

- ・郵送の場合は期間内に必着
- ・持参の場合は、期間内の休祝日を除く平日の9時から17時まで

(2) エントリーシートの提出

応募書類提出の前に、募集案内チラシ裏面の「エントリーシート」に必要事項をご記入のうえ、下記（4）の提出先までFAXにてお送りください。折り返し応募書類記載例等の資料をお送りします。

(3) 応募書類の提出

- ① 応募用紙および添付書類（3期分の損益計算書、貸借対照表ほか任意の補足資料）
【1部。ただし冊子やカラー資料等は10部】
- ② 会社案内（パンフレット等、会社の概要が分かるもの）【10部】
- ③ [※書類審査を通過し、経営者ヒアリング調査に進んだ場合] 3期分の確定申告書と勘定科目内訳明細書【1部】

※その他、必要に応じて追加資料の提出をお願いすることがあります。

※書類に不備がある場合には、修正又は再提出をお願いすることがあります。

※応募書類は返却いたしませんので、必要に応じて控えを取っておいてください。

※応募用紙は、県のホームページから様式をダウンロードして記入してください。

→ [三重のおもてなし経営企業選](#)で検索

(4) 応募書類の提出先及びお問い合わせ先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県雇用経済部ものづくり・イノベーション課 担当：大西、出口

TEL 059-224-2393 FAX 059-224-2480

E-mail monozu@pref.mie.lg.jp

9 応募にあたっての注意事項

- (1) 「三重のおもてなし経営」を支える以下の3つの要件について、その仕組みと成果と継続性に着目し、それらがどのように事業の継続的な発展に繋がっているのかという観点で評価しますので、これに留意して応募書類を作成してください。
- ①社員の意欲と能力を最大限に引き出す取組や職場環境の改善
取組例：資格取得支援、研修制度、情報共有の取組、社員の意見を取り入れる仕組み
 - ②地域・社会との関わりを大切にする事業や活動
取組例：職場体験、地域清掃活動、地域行事への参加、近隣住民との関わり
 - ③顧客にとって高付加価値で差別化された技術や製品、サービスの提供
取組例：顧客アンケート、顧客意見の反映の仕組み、顧客への情報提供 等
- (2) 1次審査を通過した場合、2次審査では経営者のヒアリングを実施しますが、両審査の間隔が短く、日程の調整が困難となる場合があるため、経営者（原則）のスケジュールを開けておいていただくようお願いします。2次審査の日程は、決定次第、県ホームページに掲載するとともにエントリーシート提出企業等に対しお知らせします。
- (3) 2次審査を通過した場合、3次審査として現地訪問を行います。3次審査は上記期間中に実施しますので、ご理解の上、ご協力をお願いします。
- (4) 審査の状況に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。